



令和4年3月4日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者	西口	純生
	木曾	利廣
	三上	泉
	藤本	弘

決議案の提出について

別紙決議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、
力による現状変更には断固反対する決議（案）

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国家の主権を侵害するとともに国連憲章に違反し、国際社会の平和と安定を著しく脅かす行為であり、両国の尊い人命を奪い、多くの人々を苦しめ、深い悲しみに陥れている。

本市は、世界連邦・非核平和都市宣言を行い、平和の希求を市政の理念としており、今回の暴挙は世界平和に背を向ける極めて遺憾な行為で、到底看過できるものではない。

その上、ロシア大統領による核兵器の使用を示唆する発言は、本市の立場から断じて容認できるものではない。

亀岡市民の生命と財産を守る立場から、ロシアによる攻撃やウクライナへの主権侵害に最大限の抗議を行い、即時にロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく、誠意をもった対応をロシア政府に強く求める。

また、日本国政府に対しては、国際連合への働きかけも含めて適切な対応を明確に打ち出していただくよう求める。

国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、力による現状変更には断固反対するものである。

以上、決議する。

令和4年 月 日

亀岡市議会